【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百五十条　削除

（改正前）

第百五十条　合併による証券取引所の変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　合併契約書

二　合併を行う各証券取引所の合併総会の議事録

三　第百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該証券取引所にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

四　合併により消滅する証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本

五　合併に際して第百三十八条第二項第六号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面合併による証券取引所の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　前項第一号から第四号までに掲げる書面

二　定款

三　第百三十八条第二項第六号に規定する事項を証する書面

四　代表権を有する者の資格を証する書面

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百五十条　合併による証券取引所の変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　合併契約書

二　合併を行う各証券取引所の合併総会の議事録

三　第百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該証券取引所にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

四　合併により消滅する証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本

五　合併に際して第百三十八条第二項第六号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面合併による証券取引所の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　前項第一号から第四号までに掲げる書面

二　定款

三　第百三十八条第二項第六号に規定する事項を証する書面

四　代表権を有する者の資格を証する書面

（改正前）

（新設）